平成２６年（フ）第１０６６号
京都市左京区下鴨蓼倉町58番地の10、商業登記簿上の本店所在地京都市下京区室町通高辻下る高辻町592番地
破産者　中村株式会社
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
岡山県倉敷市児島上の町１丁目11番40号
破産者　難波京呉服店こと　難波　正幸
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４０号
岡山県倉敷市浜町２丁目16番３号
破産者　株式会社アソシエコーポレーション
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４１号
岡山県玉野市八浜町見石935番地、開始決定時の住所岡山県玉野市八浜町見石935
破産者　高木　浩二
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４２号
岡山県玉野市八浜町見石935番地、開始決定時の住所岡山県玉野市八浜町見石935
破産者　高木佳与子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２号
広島県福山市芦田町大字下有地1608番地の２
破産者　野田被服株式会社
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２号
徳島県三好市池田町ウエノ3146番地３
破産者　株式会社ムカイ
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１９２９号
福岡市東区箱崎２丁目16番37号
破産者　有限会社サンポウ堂薬品
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０号
千葉県茂原市町保11番地72、開始決定時の住所千葉県茂原市早野1420番地７
破産者　橿渕　正範
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
大分県別府市富士見町13番27号
破産者　合資会社松屋クリーニングセンター
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２７号
沖縄県浦添市伊祖１丁目12番２号
破産者　有限会社沖縄マイクロセンター
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０４１号
福岡市南区高宮１丁目２番23―201号
破産者　株式会社アスカ建積
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６８０号
福岡市城南区樋井川２丁目25番37号
破産者　株式会社ニッコー
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９０６号
福岡市早良区百道浜４丁目１番４号
破産者　有限会社ＫＡＺＵＴＡＫＡ
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４号
札幌市東区北18条東９丁目１番37号
破産者　ノーステクノ株式会社
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１８号
仙台市泉区鶴が丘３丁目12番地の20
破産者　株式会社日拓
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
仙台市泉区鶴が丘３丁目12番地の20
破産者　株式会社日拓リフォーム
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
山梨県中央市山之神2950番地
破産者　ミタテ光学工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
愛知県一宮市赤見４丁目１番11号
破産者　株式会社東和観光
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４６７号
岡山県玉野市田井４丁目35―８
破産者　白川　浩司
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５２号
福岡市中央区天神３丁目16番15号
破産者　株式会社ライラック
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４００号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目13番12号
コーポフジ102
破産者　佐藤　　連
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部